

犯罪収益移転防止法 改正の概要

一・本日の相談

ゴールドデンウィークが目前に迫る中、公平が午後の執務に就いたところ、コンプライアンス部門の担当者が訪ねてきた。犯罪収益移転防止法の改正について簡単にレクチャーしてほしいとのことである。

金融機関である当社では、従来の本人確認法から平成二〇年施行の犯罪収益移転防止法(以下「犯収法」)を経て、今日に至るまで、その都度、法令対応のための体制整備を行ってきた。窓口におけるマニュアルの改訂やシステム対応など、人と予算について大きなコストを生じる業務だけに、遺漏がないよう対応したいとのことである。

二・犯罪収益移転防止法とは

公平 ご存じの通りかと思いますが、犯収法はFATF(金融活動作業部会)という政府機関の四〇の勧告に基づいてスタートした、テロ資金などの犯罪収益をマネー・ロンダリング(資金洗浄)されるのを防止するため、金融機関などの特定事業者には、顧客の本人確認をはじめとした対策を取ることを求

める法律です。担当 具体的にはどのような対策が求められますか。

公平 法の規定は多岐にわたりますが、単純化していくと、①金融機関等の特定事業者(司法書士等の士業者も含む)が、②法で指定された一定の取引(特定取引)を行うに際して、③本人確認等の取引時確認を行い、④確認記録を作成・保存し(七年間保存)、⑤取引記録等の作成・保存を行い(七年間保存)、⑥疑わしい取引については特定事業者毎に定められた届出先の行政庁に対してこれを届け出ること(士業者は除く)、⑦取引時確認を的確に行うための措置をとること、が義務づけられるという

構造になっています。担当 要するに、本人確認から始まり、顧客との取引をウォッチし、犯罪による収益と疑わしい取引については届け出ることが求められるということですね。これまでは、どのような改正があったのでしょうか。

三・犯罪収益移転防止法改正の経緯

公平 犯収法は、順次改定されていますが、平成二〇年に行われた第三次対日相互審査において我が国の制度整備が不十分であるとの評価が下されたことから、平成二三年に一回目の改正が行われ、平成二五年四月一日から施行されました。担当 平成二三年改正はどのようなものだったのでしょうか。

公平 はい、①取引時の確認事項として、それまでの本人特定事項に加えて「取引を行う目的」や、「職業(自然人)または事業の内容(法人・人格の無い社団または財団)」「実質的支配者(法人)」「資産及び収入の状況(ハイリスク取引の一部)」が追加され、②マネー・ロンダリングに利用される恐れが高い取引(ハイリスク取引)の類型を定め厳格な方法による確認の対象とされ(法四条二項)、③特定事業者として電話転送サービス事業者が追加、④本人特定事項の虚偽申告、預金通帳の不正譲渡等にかかる罰則が強化、等の改正が行われました。

担当 なるほど、それに加えて今回の改正が行われたということですね。今回の改正はどのような趣旨なのでしょうか。

公平 今までは許容されていた社員証の提示では認められないこととなり、役員としての登記は代表権を有する場合に限定されました(規則一二条四項二号)。したがって、法人の取引担当者の権限委任については、代表権を有する役員としての登記や、委任状、電話等による確認が求められることになりました。そして、④マイナンバー法の施行に伴い、新たに個人番号カードの使用も認められることとなりました(規則七条一号イ、規則付則一条二号)。

担当 なるほど、良く分かりました。公平 その他、疑わしい取引の判断方法が明記され(法八条二項、規則二六条)、特定事業者の体制整備等の努力義務が明記されるなど(法一条二、四号)、注意すべき改正もあります。なお、改正法は平成二八年一〇月一日から施行されることになっています。

担当 了解しました。一〇月までもう余り時間がありませんので、条文をよく確認して当社でも対応を協議したいと思っております。

五・まとめ

今回は、この一〇月一日から施行が予定されている犯罪収益移転防止法の平成二六年改正を取り上げました。犯収法は規定が細かく、関係業者においては対応に苦労することもあるかと思いますが、ひとたびマネロン資金の移転を見逃すなどの不祥事が生じた場合には、会社にとって大きなリスクとなるため、遺漏無き対応に努めたいところです。

以上

四・平成二六年改正の概要

公平 はい、FATF第三次対日相互審査のフォローに加え、FATF第四次勧告への対応を踏まえた改正といわれています。第四次勧告とは、従前の「四〇の勧告」に加え、「九の特別勧告」が統合されたものであり、リスクベース・アプローチの考え方が強調されているのが特徴です。

担当 犯収法改正のポイントとしては、どこに注意したら良いでしょうか。

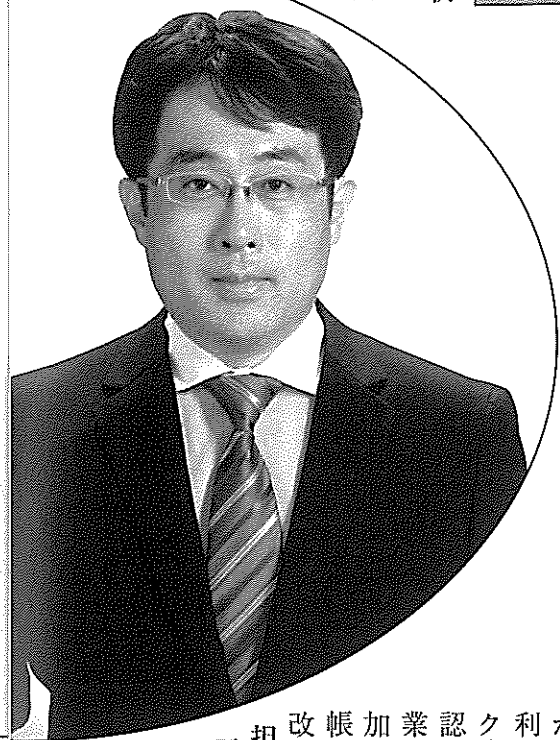
公平 まず、取引時確認が必要となる取引については、①しきい値(例えば二〇〇万円超の現金受け払い取引)以下で分割された取引でも、一つの取引を分割したことが一見して明らか場合は取引時確認を要するという規定が新設されました(令七条三項)。これは、従来も解釈論としては分断した取引でも該当性が肯定される場合があるとされていましたが、明文の規定が無かったことから、新設されたものです。

次に、②顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引の規定が新設されました(令七条一項、規則五条)。これは、特定取引等、取引時確認を要する取引に該当しない場合でも、一定の場合には取引時確認を実施すべきとして(ア)疑わしい取引及び(イ)同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引が対象となります。

そして、③外国PEPs(Politically Exposed Person、いわゆる政府高官など)

法務部員 公平太郎の 法務相談室

きょう あつし 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。



担当 他にも注意すべき改正はありますか。公平 はい、取引時確認の方法について、①顔写真の無い本人確認書類に関する確認方法として転送不要郵便を送付するなど追加の確認措置が求められ(規則六条七条)、②法人顧客については実質的支配者を自然人にまで遡って確認することが求められることとなりました(規則一条二項)。

また、③法人の取引担当者が正当な権限を有していることの確認方法として、こ